

事 務 連 絡

平成 28 年 9 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 境 政 人

**動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する
省令の制定について**

このことについて、平成 28 年 9 月 16 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年農林水産省令第 56 号）」が平成 28 年 9 月 16 日に公布・施行され、ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤について、牛に係る「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定する旨本会に連絡されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問い合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：福田

TEL 03-3475-1601

事務連絡
平成28年9月16日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第56号）が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

「ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤」について、牛に係る「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日

平成28年9月16日

3 参考

本件に関連する動物用医薬品の概要は以下のとおりです。

・ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤

販売名：ドラクシンC（ゾエティス・ジャパン株式会社）

有効成分：ツラスロマイシン

効能又は効果

有効菌種：マンヘミア ヘモリチカ、パスツレラ ムルトシダ、ヒストフィルス ソムニ、マイコプラズマ ボビス、ウレアプラズマ ディバザーム

適応症：牛（生後13月を超える雌の乳牛（食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。）を除く。）；細菌性肺炎



別添

○農林水産省令第五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月十六日

農林水産大臣 山本 有二

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤の項を次のように改める。

ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛（生後13月を超える雌の乳牛（食用に供するため搾乳がされる	1日量として体重1kg当たり2.5mg（力価）以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前53日間
---------------------	--------------------------------	--	--------------------

	<p>くなくなったものを除く。)を除く。)</p> <p>豚</p>	<p>1日量として体重1kg当たり2.5mg (カ価)以下の量を筋肉内に注射すること。</p>	<p>食用に供するためにと殺する前28日間</p>
--	---	---	---------------------------

附 則

この省令は、公布の日から施行する。